札幌地方検察庁 高松地方検察庁		
［略］		

別表第８の４（第16条の４関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	2
大阪地方検察庁	2

札幌地方検察庁 高松地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
［同左］		

別表第８の４（第16条の４関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	2
大阪地方検察庁	1

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重下線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。